

企画提案仕様書

1. 件 名

江東区高齢者家族介護教室事業委託

2. 事業目的

区内在住または在勤の高齢者を介護している家族等に、高齢者の介護技術や要介護状態にならないための予防方法等についての知識、技術の習得、介護負担感の軽減を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 事業内容

在宅における高齢者の介護技術や介護者の健康づくり、要介護状態等にならないための予防方法等のテーマ、また社会問題としての高齢者介護をテーマとした教室を開催する。なお、「認知症について」「介護技術（食事・入浴）」「介護技術（移乗）」「男性向け介護教室」に関する教室を必須とし、他のテーマについては受託者の提案により実施する。

5. 対象者

区内において、高齢者を介護している家族や、高齢者介護に関心がある者等。

6. 実施回数・予定日時

区が開催日時を指定し、合計15回実施する。1回の実施時間は、90分から120分とし、教室内容に合わせ、夜間開催を行う場合がある。実施予定日は、別紙1「令和7年度江東区高齢者家族介護教室実施予定」のとおりである。なお、予定日時は変更する場合がある。

7. 実施場所

会場での開催を基本とし、教室内容に応じて同時にオンライン、オンデマンド配信をする（この場合、オンライン、オンデマンド配信は別教室とみなさない）。会場開催は、江東区指定場所にて開催する予定であり、施設の使用料は、区で負担する。（江東区指定場所：江東区役所、江東区内の文化センター等）

※オンライン：Zoom等を用いてインターネット上からリアルタイムで教室を行う

※オンデマンド配信：録画した教室を教室終了後区の公式YouTubeにて配信する

8. 業務内容

(1) 契約締結後

①事業実施計画書、事業事務スケジュールの作成

全教室について、事業実施計画書を作成し、速やかに区へ提出する。

記載内容は講師、講師紹介、テーマ、教室タイトル、開催日時、定員、場所、内容詳細、申込開始日等とする。

また、1年間の事業事務作業スケジュールをまとめ、区と共有する。

②チラシの作成

合計3,000部程度作成し以下区内設置施設へ送付文をつけて郵送、もしくは持参する。

区内設置施設：江東区地域ケア推進課、文化センター7か所、総合区民センター、図書館9か所、長寿サポートセンター21か所（予定）

③アンケートの作成

各教室終了後に実施するアンケートの内容を区と協議の上、初回教室の2週間前までに決定する。

④ホームページの作成

高齢者家族介護教室の事業専用ホームページを作成し、区の承諾を得たうえで公開する。教室内容の詳細を記載し、ホームページからの申込を受け付けるプラットフォームにする。

⑤その他有効と考える方法を用いて周知に努める。

(2) 各教室申込受付・各教室開催準備

①申込受付

電話（有人）、FAX、ホームページ、教室終了後対面で、参加申込の受付（先着順）、問い合わせ対応を行う（電話は9時から17時。土、日、祝・休日を除く）。すべての受付方法について、公平に行う。

②資料提出

事前に当日使用資料（テキスト・投影資料等）を区へ提出し、教室実施10日前までに区の承諾を得る。資料の内容については、その引用元や根拠を明確に記載する。介護保険制度等の説明については、区発行の広報物と記載の方法を合わせる。

③区報原稿の作成

教室開催月の前月1日号区報の原稿を作成し、締め切り2週間前までに区へ提出する。初校、2校、最終校の原稿を確認する。原稿の締め切り、様式については別で提供する。

(3) 教室開催当日

①設営

会場の設営、全ての使用機材の準備を行う。区の備品を使用する場合は、初回教室で区担当者が使用方法の説明を行う。

②受付

会場受講者の受付を名簿にて行う。

③人員体制

当日の運営スタッフは、講師を除いて2名以上とする。

④その他諸事務

司会進行、資料印刷・配布、看板の作成、アンケートの作成・回収、苦情・トラブル対応、その他教室を開催する上で発生する必要な事務を行う。

(4) 教室終了後

①アンケート集計・報告書作成

各教室終了後、20日以内に報告書を区へ提出する。報告書には以下の内容を記載し、次回以降の教室に活かす。報告書はグラフ等を用いてわかりやすく可視化する。

教室概要（参加者の男女数、定員到達日等）、アンケートの集計結果、アンケート分析、課題解決策

②オンデマンド配信用動画の提出

オンデマンド配信用の動画（MP4形式(.mp4)、128GB以内、アスペクト比（縦横比）(16:9)を、教室終了後1週間以内に区へ提供する。同時に、YouTube掲載時にサムネイルとなる画像も提供する。

③事業実施報告書

すべての教室終了後、事業実施報告書を作成し、契約期間の満了までに区へ提出する。

記載内容例：教室概要、全教室のアンケート結果まとめ、総括

(5) 教室内容

実施する教室は、以下に記載する内容をもとにカリキュラムを作成する。また、講師要件に基づく講師により、一般的な講義形式に囚われず、グループワークなどを含めた多様な形式により実施すること。

①カリキュラム要件、定員

実際に体験し、介護の技術を学ぶことができる少人数実技教室を、下表のとおり、2テーマ2回ずつ計4回実施する。残りの11教室については、4. 事業内容に記載の4テーマのほか、高齢者を介護する家族に加えて、幅広い世代の区民・区在勤在学者が関心を持つような教室を行う。

番号	教室テーマ	定員	備考
1	認知症について	60名	
2	介護技術（食事・入浴）	60名	座学
3・4	介護技術（食事・入浴）	20名	少人数実技教室
5	介護技術（移乗）	60名	座学
6・7	介護技術（移乗）	20名	少人数実技教室
8	男性向け介護教室	協議の上決定	
9～15	受託者の提案により決定	原則60名	

※番号は連番であり、実際の順番は協議の上決定する

②講師要件

- a.カリキュラム内容に精通した、公的な資格のある者であること。
- b.研修・講演会等で講師実績があること。
- c.介護に不慣れな区民に対し、分かりやすく話ができる者であること。
- d.同一講師が複数回講義を行う場合は、事前に区の承諾を得ること。
- e.家族介護者の状況を把握する者であること。
- f.現在の高齢者介護にまつわる社会問題について、専門的な講義ができる者であること。
- g.江東区の家族介護者等に関する実情や社会資源について理解していること。
- h.介護現場における十分な実績があることが望ましい。

(6) 受託者の要件

上記講師要件を満たす者を講師に派遣できること。区からの求めがある場合には、その資格の基本情報等について説明できること。

9. 受託者の責務

- (1) 受託者は、事業を実施するにあたり、関連法令を遵守するとともに区に求められた場合には、関連書類及び添付書類等を速やかに提示できるようにすること。また、区より管理状況の視察の要請を受けた場合にはこれを受け入れること。
- (2) 受託者は、本事業に関連し、参加者から手数料や報酬を受け取ることはできない。
- (3) 受託者は、本事業に従事する職員に対し、労働基準法をはじめとする労働関係法規及び関係法令を遵守して業務にあたらせること。
- (4) 委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、研修講師を一

部委託する場合は事前に区の承諾を得ること。

- (5) 委託業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。また、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とするほか、前項により一部委託する場合、一部委託先についても本条項を適用することとする。
- (6) 委託業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。また、教室の一部委託先の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合も、区は、その賠償を受託者に請求できることとする。

10. 個人情報の取扱いにかかる留意事項

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のため、必要な措置を以下のとおり講じるものとする。

- (1) 収集した個人情報については、一覧表等にまとめた上で管理をし、不必要な提供情報や書類については速やかに処分をすること。
- (2) 収集した個人情報については、施錠可能なキャビネット等で保管すること。また電子データについてはセキュリティ対策を万全に行った端末で管理すること。運営上知り得た個人情報については別紙2「個人情報の取扱いに関する特記条項」の内容を遵守すること。
- (3) 会場定員の都合等で、参加対象から漏れた者の情報については、当該実施日終了後速やかに廃棄処分し、区へ書面にて報告すること。
- (4) 出席者一覧及び個人情報は、本事業終了後適切に廃棄すること。
- (5) その他、個人情報の取扱いについては別紙2「個人情報の取扱いに関する特記条項」の規定に従うこと。

11. 委託料の支払方法

業務完了後、履行内容を担当者が検査し、合格後一括払いとする。

12. その他

- (1) 不測の事態により事業を中止した場合、区は、契約金額を実施予定回数で除した金額に、実際に事業を実施した回数に乗じた金額を委託料として支払うものとする。また、機材等、全回数分を一括して準備することが適当であると認められるものについてのみ、中止回で使用する予定であった部分について、別にこれを支払うものとする。
- (2) 疑義が生じた場合、速やかに区と協議の上決めることとする。

13. 担当

地域ケア推進課包括推進係 市川・長瀬

TEL 03(3647)9606(直通)